

請 負 契 約 書 (案)

島根県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、物品の製造の請負について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 品 名 原子力災害に備えた地区別広域避難計画パンフレット
- (2) 数 量 別紙仕様書のとおり
- (3) 仕 様 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約金額 金〇〇〇〇円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円
- (5) 納入期限 令和8年3月27日（金）
- (6) 納入場所 発注者が別途指示する各市で定めた納入場所
- (7) 契約保証金

- | |
|-----------|
| (A) 免除 |
| (B) 〇〇〇〇円 |

（納入）

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

（検査）

第3条 発注者は、前条の通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのもとに検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査の結果、不良品があるときは、発注者の指定する期日までに不良品を補修し、又はこれに代えて新たに製造しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 物品の引渡しは、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

（所有権の移転）

第4条 物品の所有権は、引き渡しがあったときに、受注者から発注者に移転するものとする。

（危険負担）

第5条 第3条第3項の引き渡し前に生じた物品の滅失、棄損、変質その他一切の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 発注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）をすることができる。この場合において、受注者は発注者の指定する方法により履行の追完をしなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることが

できる。ただし、損害賠償の請求は、契約不適合が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときはすることができない。

- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。
- 5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（支払）

第7条 発注者は、検査を完了し、完納されたことを確認した後、受注者の適法な請求書を受理したときは、30日以内に受注者に契約金額を支払うものとする。

（遅延賠償金）

第8条 受注者は、正当な理由によらないで納入期限又は第3条第2項の規定により指定した期日までに物品を完納しないときは、納入期限又は第3条第2項の規定により指定した期日の翌日から納入をする日までの日数に応じ、納入未済部分に相当する金額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に契約金額を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（納入期限の延長）

第9条 受注者は、天災その他受注者の責に帰することができない理由により納入期限までに物品の納入ができないときは、その旨を発注者に申出な

なければならない。

- 2 発注者は、前項の申出を正当と認めるときは、納入期限を延長することができる。この場合においては、前条の遅延賠償金は免除するものとする。
(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、発注者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
 - (2) 受注者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
 - (3) 受注者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
 - (5) 受注者がこの契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (7) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第1条第7号(契約保証金)で(A)を用いる場合

第11条 受注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

※第1条第7号(契約保証金)で(B)を用いる場合

第11条 受注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

ばならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、第1条第7号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第12条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第13条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山達也

受注者

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果に

ついて責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

(3) 再委託を行う業務の内容

(4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報

(5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容

(6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は受託者自らが取得した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

（漏えい等事案が発生した場合の対応）

第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。